<相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助成券を利用する皆様へ>

- 1 この助成券は、出張理美容サービス(以下「サービス」という。)の出張料を含めた料金の**一部**を、相模原市が助成するものです。
- 2 助成券を使用できるのは、<u>令和7年度出張理美容サービス登録店名簿</u>に記載がある理 美容業者によるサービスに限ります。年度途中の変更は、市ホームページに掲載します。
- 3 出張できる範囲、出張可能な日時、施術内容、利用料金等は、理美容業者に直接確認してください。(一部、理容と美容の両方のサービスを行っている事業者もあります。)
- 4 助成対象は助成券の利用者氏名に記載された<u>本人のみ</u>です。また、<u>1 回に使用できる</u> 助成券は1枚のみです。 サービス終了後、助成券1枚(利用年月日を記入)と一緒に、 サービス利用料金(理美容料金と出張料金の合計から助成額3,000円を差し引いた 金額)を、理美容業者にお渡しください。
- 5 サービスを受けられる場所は、<u>利用者本人の自宅のみ</u>です。高齢者福祉施設内での理 美容サービスの利用(デイサービス利用時など)や、送迎等による理美容業者店舗内で の利用は、**助成対象外です**。
- 6 サービスを受けられる際は、御家族等の付き添いをお願いします。
- 7 サービスの利用予約をキャンセルする場合は、必ず理美容業者に連絡を入れてください。また、理美容業者が自宅に出張した時点で本人の事情により施術を行うことができなかった場合は、事業者が提示する「理美容業務未実施届」の記入をお願いします。
- 8 交付枚数は、申請月から2月当たり1枚で、3月分まで交付します。

申	請	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
助成券交付枚数		6枚		5枚		4枚		3枚		2枚		1枚		

- 9 令和7年度の助成券は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで利用できます。 継続して御利用される方は、翌年度に再度申請する必要があります。
- 10 この助成券を紛失した場合、<u>再発行はいたしません。</u>

【お問い合わせ先】

đ	ら住まいの区	担当課(問合わせ先)	電話番号			
	大沢・橋本地区	緑高齢・障害者相談課	042-775-8812			
	城山地区	城山福祉相談センター	042-783-8136			
緑区	津久井地区	津久井高齢・障害者相談課	042-780-1408			
	相模湖地区	相模湖福祉相談センター	042-684-3215			
	藤野地区	藤野福祉相談センター	042-687-5511			
中央区	<u>X</u>	中央高齢・障害者相談課	042-769-8349			
南区		南高齢・障害者相談課	042-701-7704			